

平成26年第 3 回定例会

(初 日)

平成26年 9 月 5 日

平成26年第3回平川市議会定例会議事日程（第1号）

平成26年9月5日（金）

午前10時00分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案上程及び提案理由説明
- 第5 決算特別委員会の設置及び委員長・副委員長の選任
- 第6 津軽広域連合議会議員の選挙
- 第7 弘前地区環境整備事務組合議会議員の選任
- 第8 久吉ダム水道企業団議会議員の選挙
- 第9 議員提出議案第1号 平川市議会議員の議員報酬の特例に関する条例案
- 第10 議員派遣第1号 議員の派遣について
- 第11 議案第83号 人権擁護委員候補者の推薦について
議案第84号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第12 議案第85号 平川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案
議案第86号 平川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案
議案第87号 工事の請負契約について
議案第88号 工事の請負契約について
議案第89号 市道路線の廃止について
議案第90号 市道路線の認定について
議案第91号 平成26年度平川市一般会計補正予算案（第3号）
議案第92号 平成26年度平川市国民健康保険特別会計補正予算案（第1号）
議案第93号 平成26年度平川市介護保険特別会計補正予算案（第1号）
議案第94号 平成26年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計補正予算案（第1号）

- 議案第 95 号 平成 26 年度平川市学校給食センター特別会計補正予算案（第 1 号）
- 議案第 96 号 平成 26 年度平川市水道事業会計補正予算案（第 2 号）
- 議案第 97 号 平成 26 年度平川市下水道事業会計補正予算案（第 1 号）
- 議案第 98 号 平成 25 年度平川市一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 99 号 平成 25 年度平川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 100 号 平成 25 年度平川市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 101 号 平成 25 年度平川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 102 号 平成 25 年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 103 号 平成 25 年度平川市学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 104 号 平成 25 年度平川市尾上地区住宅団地温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 105 号 平成 25 年度平川市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 106 号 平成 25 年度平川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定について
- 議案第 107 号 平成 25 年度平川市下水道事業会計決算認定について
- 議案第 108 号 平成 25 年度平川市広船財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 109 号 平成 25 年度平川市小和森財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 110 号 平成 25 年度平川市荒田財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 111 号 平成 25 年度平川市大坊財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 112 号 平成 25 年度平川市石郷財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 113 号 平成 25 年度平川市岩館財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 114 号 平成 25 年度平川市柏木町財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 115 号 平成 25 年度平川市大字大光寺財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 116 号 平成 25 年度平川市平田森財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 117 号 平成 25 年度平川市新尾崎財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 118 号 平成 25 年度平川市新館財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 119 号 平成 25 年度平川市沖館財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 120 号 平成 25 年度平川市葛川財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 121 号 平成 25 年度平川市吹上・高畑財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 122 号 平成 25 年度平川市原田財産区一般会計歳入歳出決算認定について

議案第 123 号 平成 25 年度平川市館田財産区一般会計歳入歳出決算認定について

議案第 124 号 平成 25 年度平川市碓ヶ関財産区一般会計歳入歳出決算認定について

議案第 125 号 市有財産の処分について

第13 報告第 8 号 平成 25 年度平川市健全化判断比率について

報告第 9 号 平成 25 年度平川市資金不足比率について

第14 請願第 3 号 政府による緊急の過剰米処理を求める請願書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（14名）

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	三浦純一	8	欠	15	欠
2	石田昭弘	9	工藤竹雄	16	欠
3	原田淳	10	對馬實	17	佐藤雄
4	桑田公憲	11	齋藤政子	18	齋藤英仁
5	工藤輝昭	12	—	19	欠
6	大川登	13	齋藤律子	20	欠
7	小野敬子	14	田中友彦	—	—

○欠席議員（5名）

8番 佐々木利正議員、15番 古川昭二議員、16番 成田敏昭議員、
19番 福土恵美子議員、20番 古川敏夫議員

○地方自治法第121条による出席者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	長 尾 忠 行	会 計 管 理 者	菊 池 孝 夫
副 市 長	古 川 洋 文	農 業 委 員 会 事 務 局 長	須 藤 俊 弘
総 務 部 長	古 川 鉄 美	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	白 戸 照 夫
企 画 財 政 部 長	鳴 海 和 正	平 川 診 療 所 事 務 長	内 山 勝 徳
市 民 生 活 部 長	佐 藤 俊 英	碓 ヶ 関 診 療 所 事 務 長	鈴 木 浩
経 済 部 長	奈 良 進	監 査 委 員 事 務 局 長	小 山 内 功 治
建 設 部 長	櫻 庭 正 紀	教 育 委 員 会 委 員 長	内 山 浩 子
水 道 部 長	今 英 明	教 育 長	柴 田 正 人
尾 上 総 合 支 所 長	樋 口 正 博	農 業 委 員 会 会 長	古 川 寛 三
碓 ヶ 関 総 合 支 所 長	工 藤 久 富	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	内 山 久 人
教 育 委 員 会 事 務 局 長	芳 賀 秀 寿	代 表 監 査 委 員	古 川 敏 明

○出席事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事 務 局 長	鳴 海 景 文	主 事	石 岡 奈 々 子
事 務 局 次 長 補 佐	福 士 雅 信	—	—

午前10時00分 開会及び開議

○議長
(田中友彦議員)

皆さん、おはようございます。

8番、佐々木利正議員、15番、古川昭二議員、16番、成田敏昭議員、19番、福士恵美子議員より、本定例会すべての会議を欠席する旨の届け出がありました。

また、20番、古川敏夫議員は、本日の会議を欠席する旨の連絡がありました。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより、平成26年第3回平川市議会定例会を開会いたします。

報道関係者が議場内において、撮影をすることを許可しておりますので、御了承願います。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

○議長

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、3番、原田 淳議員、及び4番、桑田公憲議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題とします。

去る9月1日、議会運営委員会を開催し、会期について協議しましたところ、御手元に配付した会期日程表（案）のとおり会期は、本日5日から16日の12日間に決定になってございます。

なお、一般質問の通告は、御手元に配布した一般質問通告一覧表のとおり、9人となっております。

お諮りします。

議会運営委員会の決定のとおり、本定例会の会期は本日5日から16日までの12日間としたいと思えます。

これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日5日から16日までの12日間で決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

去る9月2日、小笠原勝則議員より議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、会議規則第147条第2項の規定により、9月3日許可したことを御報告いたします。

市長より議案第83号から議案第125号、報告第8号から第9号の合計45件が提出されました。

原田議員より、議員提出議案第1号が提出されており、議員へ配布しておりましたが、賛成者を追加する旨の届出があり、その追加された議案の写しを本日、皆様の議席へ配布しておりますので、御了承願います。

議案等の説明のため、市長、副市長、教育委員会委員長、教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員、各関係部長等の出席を求めました。

市長より、平成25年度平川市主要施策成果説明書の提出がありましたので、御精読願います。

監査委員より、各会計の平成25年度決算審査意見書、これは提出議案の中にあります。

それから、随時監査の結果報告について、平成26年3月から6月分の例月出納検査報告書の提出がありましたので、御報告いたします。

教育委員会より、平成25年度分「地方教育行政の組織運営に関する法律」に基づく教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果報告書の提出がありましたので、御精読願います。

政府による緊急の過剰米処理を求める請願書の写しを配布しておりますので、御精読願います。

第2回定例会以降の、議会の諸般事項報告書を配布しておりますので、御了承願います。

○市長
(長尾忠行)

議会運営委員長より、去る9月1日開催された平成26年第7回議会運営委員会において、申し合わせしました事項について配布しておりますので、御精読願います。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、議案上程及び提案理由説明に入ります。

議案第83号人権擁護委員候補者の推薦についてから報告第9号平成25年度平川市資金不足比率についてまでの45件を一括議題とし、市長より提案理由の説明を求めます。

市長、登壇。

(市長登壇)

おはようございます。

本日ここに、第3回平川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、大変お忙しい中御出席を賜わり、まことにありがとうございます。

また、日ごろ皆様には、市政運営にあたり、多大なる御指導、御協力をいただいておりますことに、改めて感謝申し上げる次第です。

さて、先日、津軽みらい農協とともに市内の桃、トマト、いちごの園地巡回をいたしました。雨の影響で桃の糖度が若干低いものもありましたが、桃、トマト、いちご、ともに平年並みの作況でありました。

また、りんごと米につきましても、平年並みが見込まれるほか、全国的な豪雨の影響で野菜の不作が報じられる中であって、当市の高冷地野菜については、いまのところ大きな被害がないということで、安堵しているところであります。これからの台風シーズン、どうか被害を免れまして、出来秋を喜びたいと願っています。

先月28日に東京の三菱自動車本社において、三村知事による物産販売イベントが行われ、本市の「津軽の桃」も宣伝いただいたようであります。深く感謝申し上げたいと思います。

これから、本市の豊富な農作物の収穫が本格化し、次々に出荷されます。私も、トップセールスなどを通して強くPRし、販売促進に努めてまいりたいと思います。

それでは、各議案について御説明いたします。

まず、議案第83号及び議案第84号の人権擁護委員候補者の推薦について、その提案理由を申し上げます。

議案第83号は、人権擁護委員の福士幸雄氏の任期が、平成26年12月31日をもって満了となりますので、再度、人権擁護委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるため提案するものであります。

住 所：平川市新山〇〇〇〇

氏 名：福士幸雄

生年月日：昭和19年〇〇〇〇であります。

福士氏の主な経歴ですが、県立柏木農業高等学校を卒業後、尾上町職員となり、農政商工課長を最後に退職されております。退職後は、社会福祉法人法心会尾上保育園園長などをされてきました。現在は、農業を行いながら地域活動をされております。

平成18年1月から現在まで、人権擁護委員としてすばらしい活躍をなされておりますので、再度、推薦いたしたく、議員の皆様方の満場の御賛同をお願い申し上げます。

議案第84号は、人権擁護委員の相馬正栄氏の任期が、平成26年12月31日をもって満了となりますので、再度、人権擁護委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるため提案するものであります。

住 所：平川市碓ヶ関〇〇〇〇

氏 名：相馬正栄

生年月日：昭和17年〇〇〇〇であります。

相馬氏の主な経歴ですが、弘前大学教育学部中学校課程を卒業後、大間町立大間中学校教諭となり、弘前市立北辰中学校校長を最後に退職されております。退職後は、社会福祉法人愛成園花園保育園園長、弘前大学非常勤講師などをされてきました。現在は、一般社団法人青森県サッカー協会顧問として活躍されております。

平成15年1月から現在まで、人権擁護委員として、すばらしい活躍をなされておりますので、再度、推薦いたしたく、議員の皆様方の満場の御賛同をお願い申し上げます。

議案第85号平川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案は、児童福祉法第34条の16の規定により、市が実施する家庭的保育事業等に関する認可基準など、事業実施に必要な事項を定めるため提案するものであります。

議案第86号平川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案は、子ども・子育て支援法第34条第2項及び同法第46条第2項の規定により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるために提案するものであります。

議案第87号及び議案第88号の工事の請負契約についてにつきましては、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を得るため提案するものであります。

議案第87号は、古懸不動野線道路改築（不動橋）上部工工事の請負契約について、当市の株式会社小山内組、代表取締役小山内澄枝と、1億9,386万円で契約を締結するものであります。

議案第88号は、小学校太陽光発電設備蓄電池整備工事の請負契約について、当市の有限会社平賀電気商会、代表取締役工藤 忠と1億2,032万8,000円で契約を締結するものであります。

議案第89号は市道路線の廃止についてであります。

市道本町平野6号線沿いの宅地開発に伴い、道路法第10条第1項の規定により、当該路線を廃止するため、提案するものであります。

議案第90号は市道路線の認定についてであります。

道路法第8条第2項の規定により、市道本町平野6号線のほか3路線を新たに認定するため、提案するものであります。

次は、議案第91号平成26年度平川市一般会計補正予算案（第3号）であります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,526万3,000円を追加し、予算の総額を174億2,095万3,000円とするものであります。

今回の補正の主な特徴は、第1点目に4月人事異動に係る人件費の調整を行ったことであります。

2点目は、第2期平賀総合運動施設整備事業の見直しに係る所要の補正をしたことであります。

第3点目は、平賀東小学校改築に向けた設計業務の見直しに伴い、債務負担行為など所要の補正をしたことであります。

第4点目は、8月初旬の大雨による農地災害復旧に係る事業費を新規計上したことあります。

まず、歳入の主なものとして、10款地方交付税の交付額決定により、1億7,933万2,000円を追加しております。16款財産収入では、碓ヶ関国有林の分収造林立木売払収入として、1,836万6,000円計上しております。18款繰入金では、補正財源の調整として、財政調整基金繰入金を、1億6,106万円繰り戻すこととしました。21款市債では、道路新設改良費に係る土木債として、3,200万円、小中学校の耐震化事業等の教育債として、1,210万円を追加計上いたしました。

一方、歳出であります。2款総務費では、平賀グラウンド既存施設撤去工事として、1,230万円を計上しております。6款農林水産業費では、農地・水保全管理支払交付金事業の制度変更に伴い、多面的機能支払交付金事業負担金として831万円を新規計上いたしました。10款教育費では、東小学校改築事業の基本実施設計業務の工期見直しにより、実施設計分の5,677万6,000円を今回減額し、来年度に計上し直すことにいたしました。

また、私の公約であります、ひらかドームの暖房対策として、ひらかドーム暖房設備設置事業費、658万円を新規計上しております。また、第2期平賀総合運動施設整備事業の変更設計業務委託料として、499万円を追加計上しております。

11款災害復旧費では、平成26年被災農地等復旧工事費として3,000万円、さらに平成25年被災農地等復旧工事費として、3,274万円をそれぞれ計上しております。

以上が、一般会計補正予算案の主なるものであります。

次は、議案第92号平成26年度平川市国民健康保険特別会計補正予算案

(第1号)であります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ357万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を42億4,766万2,000円とするものであります。

補正の内容でございますが、歳入では、国庫支出金の特別調整交付金を86万4,000円増額し、繰入金では、職員給与費等繰入金を56万6,000円減額し、財政調整基金繰入金に328万円を追加するものであります。

また、歳出では、総務費から国保事業報告システム改修委託料86万4,000円を増額、人事異動等に伴う人件費の調整額56万6,000円を減額し、平成25年度の療養給付費交付金の実績に伴う返還金として、償還金328万円を追加するものであります。

次は、議案第93号平成26年度平川市介護保険特別会計補正予算案(第1号)であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ601万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ36億2,323万5,000円とするものでございます。

内容といたしましては、歳入では、保険料を284万4,000円、国庫支出金を604万3,000円、県支出金を305万5,000円をそれぞれ減額するとともに、支払基金交付金62万8,000円、繰入金1,732万4,000円を追加しております。

また、歳出では、総務費351万8,000円、地域支援事業費1,666万9,000円をそれぞれ減額するとともに、保険給付費200万円、諸支出金2,419万7,000円をそれぞれ追加するものであります。

次は、議案第94号平成26年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計補正予算案(第1号)であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ152万8,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ3億2,342万6,000円とするものであります。

補正の内容は、人事異動などに伴う人件費の調整でありまして、歳入では、4款繰入金を152万8,000円減額し、歳出では、1款総務費を152万8,000円減額するものであります。

次に、議案第95号平成26年度平川市学校給食センター特別会計補正予算案(第1号)であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ91万3,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ3億4,144万9,000円とするものであります。

補正の内容としまして、歳入の一般会計繰入金を91万3,000円追加し、歳出では、人事異動に伴う人件費の調整で、平賀学校給食センター費120万5,000円を追加し、尾上学校給食センター費29万2,000円を減額、総額で91万3,000円を追加するものであります。

次に、議案第96号平成26年度平川市水道事業会計補正予算案(第2号)であります。

今回の補正は、収益的収入及び支出のうち、収入について、営業外収

益のほか、会計補助金を4万6,000円増額し、支出について人件費452万6,000円と企業債利息51万3,000円を減額するものであります。

次に、議案第97号平成26年度平川市下水道事業会計補正予算案（第1号）であります。

今回の補正は、収益的収入及び支出のうち、支出について、公共下水道事業費用及び特定環境保全公共下水道事業費用の人件費124万2,000円を減額し、農業集落排水事業費用の人件費48万円を増額するものであります。

続きまして、平成25年度の各会計の決算の認定案件であります。

議案第98号平成25年度平川市一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第124号平成25年度平川市碓ヶ関財産区一般会計歳入歳出決算認定についてまで、その提案理由を御説明いたします。

まず、議案第98号平成25年度平川市一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。

歳入歳出予算総額187億8,503万8,000円に対し、歳入決算額182億2,696万円、歳出決算額177億6,814万8,000円で、歳入歳出差引額は4億5,881万2,000円となりました。

翌年度への繰越財源が2億612万円であることから、これらを差し引き、実質収支額は2億5,269万2,000円となりました。実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定により、2億円を財政調整基金として積み立てし、残額の5,269万2,000円は、翌年度へ繰り越すことになりました。

次に、議案第99号平成25年度平川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

歳入歳出予算総額43億317万1,000円に対し、歳入決算額42億8,404万6,000円、歳出決算額42億7,813万9,000円で、歳入歳出差引額590万7,000円が実質収支額となりました。

実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定により、国民健康保険財政調整基金に500万円を積み立てし、残額の90万7,000円は翌年度へ繰り越すこととなりました。

次に、議案第100号平成25年度平川市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

歳入歳出予算総額36億1,649万9,000円に対し、歳入決算額36億1,570万3,000円、歳出決算額35億5,606万円で、歳入歳出差引額5,964万3,000円が実質収支額となりました。

実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定により、5,900万円を介護保険財政調整基金として積み立てし、残額の64万3,000円は翌年度へ繰り越すことになりました。

次に、議案第101号平成25年度平川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

歳入歳出予算総額2億5,841万8,000円に対し、歳入決算額2億5,703

万9,000円、歳出決算額2億5,668万8,000円で、歳入歳出差引額35万1,000円が実質収支額となり、全額、翌年度へ繰り越すことになりました。

次に、議案第102号平成25年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

歳入歳出予算総額7億1,947万8,000円に対し、歳入歳出決算額が6億9,991万円となり、実質収支額が0円となりました。

次に、議案第103号平成25年度平川市学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

歳入歳出予算総額3億4,874万7,000円に対し、歳入歳出決算額が3億4,069万5,000円となり、実質収支額が0円となりました。

次に、議案第104号平成25年度平川市尾上地区住宅団地温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

歳入歳出予算総額1,067万6,000円に対し、歳入決算額1,080万2,000円、歳出決算額971万6,000円で、歳入歳出差引額108万6,000円が実質収支額となりました。

実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定により、107万9,000円を尾上地区住宅団地温泉管理基金に積み立てし、残額の7,000円は翌年度へ繰り越すことになりました。

次に、議案第105号平成25年度平川市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

歳入歳出予算総額4,466万8,000円に対し、歳入歳出決算額が4,338万7,000円となり、実質収支額が0円となりました。

次に、議案第106号平成25年度平川市水道事業会計未処理分利益剰余金の処分及び決算認定についてでございます。

平成25年度平川市水道事業会計未処理分利益剰余金7,809万5,112円を減債積立金に積み立てることを議会の議決に付し、平成25年度の本会計決算を議会の認定に付するため、提案するものでございます。

業務の状況につきましては、給水戸数は8,843戸で前年比39戸の増加となりましたが、給水人口が減少したため、普及率は91.3%で前年比1.4%の減となりました。

次に経理の状況でございますが、収益的収入及び支出では、事業収益5億687万2,589円に対し、事業費用4億2,877万7,477円となり、7,809万5,112円の純利益となっております。

一方、資本的収入及び支出におきましては、収入の2,454万1,000円に対し、支出が1億980万4,627円となり、不足する1億7,346万3,627円は、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんしております。

次に、議案第107号平成25年度平川市下水道事業会計決算認定については、平成25年度の本会計決算を議会の認定に付するため、提案するものでございます。

業務の状況につきましては、各事業合せて水洗化戸数は8,723戸、前年度比164戸の増となり、水洗化率は77.0%となりました。

次に経理の状況でございますが、収益的収入及び支出では、事業収益が8億1,702万4,313円、事業費用は8億8,164万8,853円となっており、6,462万4,540円の純損失となっております。

一方、資本的収入及び支出におきましては、収入の4億1,773万8,000円に対し、支出が7億3,351万7,685円となり、不足する3億1,577万9,685円は、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんしております。

続きまして、各財産区会計の決算の認定案件であります。

議案第108号平成25年度平川市広船財産区一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第123号平成25年度平川市館田財産区一般会計歳入歳出決算認定については、歳入歳出差引額が0円となっておりますので、財産区ごとに歳入歳出決算の総額についてのみ申し上げます。

議案第108号	広船財産区	209万7,000円
議案第109号	小和森財産区	42万9,000円
議案第110号	荒田財産区	0円
議案第111号	大坊財産区	122万3,000円
議案第112号	石郷財産区	46万7,000円
議案第113号	岩館財産区	283万5,000円
議案第114号	柏木町財産区	21万2,000円
議案第115号	大字大光寺財産区	292万3,000円
議案第116号	平田森財産区	11万8,000円
議案第117号	新尾崎財産区	3万1,000円
議案第118号	新館財産区	4万円
議案第119号	沖館財産区	171万6,000円
議案第120号	葛川財産区	1万2,000円
議案第121号	吹上・高畑財産区	9,000円
議案第122号	原田財産区	57万円
議案第123号	館田財産区	4万8,000円となっております。

次に、議案第124号平成25年度平川市碓ヶ関財産区一般会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

歳入歳出予算総額22万8,000円に対し、歳入決算額22万8,000円、歳出決算額22万3,000円で、歳入歳出差引額5,000円が実質収支額となり、全額、翌年度へ繰り越すことになりました。

以上、議案第98号から議案124号まで決算の状況について、提案理由としてその概要を申し上げますが、詳細につきましては、付託されます決算特別委員会において、御質問等に応じて関係する担当部長等から説明がありますので、各会計の決算を認定くださるようよろしくお願い申し上げます。

次に、議案第125号市有財産の処分については、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を得るため提案するものであります。

内容としましては、株式会社日本マイクロニクス青森工場職員駐車場用地として、平川市新館地区の市有地を処分するため提案するものであります。

最後に、報告案件でございます。

報告第8号平成25年度平川市健全化判断比率について御報告いたします。

この報告内容につきましては、平成25年度決算により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標の総称であります健全化判断比率、並びにその算定の基礎となります事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をいただきましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条1項の規定に基づき、今定例会に報告するものでございます。

その内容ですが、4指標とも財政的に健全である旨、御報告をいたします。

報告第9号平成25年度平川市資金不足比率について御報告いたします。

この報告内容につきましては、平成25年度の公営企業の決算により、資金不足率、並びにその算定の基礎となります事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をいただきましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、今定例会に報告するものでございます。

その内容でございますが、水道事業会計、下水道事業会計及び簡易水道特別会計については、資金不足はなく、健全である旨、御報告をいたします。

以上が、本日上程しました議案の概要でありますので、議員の皆様には、慎重に御審議の上、原案どおり御議決、御同意並びに御承認を賜りますようお願い申し上げます、議案の説明を終わります。

(市長降壇)

(「議長、9番」と呼ぶ者あり)

○議長

はい、9番、工藤竹雄議員。

○9番

1件確認させてください。

(工藤竹雄議員)

20ページの議案第106号でございます。未処分利益剰余金のことですが、ここを未処分分と朗読されたような気がしてありますので、その点どうでしょうか。

○議長

市長。

自席でお願いします。

○市長

(長尾忠行)

ただいま工藤議員から御指摘がございました、私が20ページの議案第106号に関しまして、未処分利益剰余金と申し上げるところを未処分分と申し上げたようでございまして、お詫びして訂正申し上げます。

○議長
○9番
(工藤竹雄議員)

9番、工藤竹雄議員、よろしいですか。
はい、議長。

○議長

以上で、提案理由の説明は終わりました。
暑い方は、上着を脱いで結構でございます。
私も脱がせていただきます。

日程第5、決算特別委員会の設置及び委員長・副委員長の選任を議題とします。

本定例会に、平成25年度の各会計の決算認定についてが提案されましたので、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、決算状況について審査することを目的に、19人の全議員をもって構成する決算特別委員会を設置したいと思います。

これに、御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

異議なしと認めます。

よって、平成25年度の各会計の決算状況について審査することを目的に、19人の全議員をもって構成する決算特別委員会を設置することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において19人の全議員の皆さんを指名したいと思います。

これに、御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました19人の全議員の皆さんを決算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

次に、決算特別委員会の委員長及び副委員長の互選方法について、お諮りします。

会議規則第126条第5項の規定に準じ、この場で議長より委員長、副委員長を指名推選することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会の委員長及び副委員長の選任方法は、議長が指名推選することに決しました。

それでは、決算特別委員会の委員長に、11番、齋藤政子議員、副委員長に、13番、齋藤律子議員を指名推選いたします。

これに、御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

異議なしと認め、委員全員の同意があったものとして、両氏を当選人とします。

- 決算特別委員会 委員長、副委員長のあいさつを求めます。
はじめに、齋藤政子委員長、登壇願います。
11番、齋藤政子議員登壇。
(決算特別委員会委員長登壇)
- 決算特別委員会
委員長(齋藤政子
議員)
ただいま決算特別委員会が設置され、決算特別委員会の委員長に御指名いただきました、11番の齋藤政子でございます。
よろしく願いいたします。
さて、御承知のとおり決算審査は、議会が承認した予算が適正に執行され、そしてその効果を審査する極めて重要な会議でございます。
委員の皆様には慎重なる審査と、理事者におかれましては明快な答弁をお願いするものであります。
誠心誠意、委員長の職務をまっとうしたいと思いますので、何とぞよろしく願いいたします。
なお、今回は正副とも女性といういままでなかったことですので、二人力を合わせて一生懸命頑張りたいと思います。
これで挨拶にかえさせていただきます。よろしく願いいたします。
(決算特別委員会委員長降壇)
- 議長
次に、齋藤律子副委員長、登壇願います。
13番、齋藤律子議員登壇。
(決算特別委員会副委員長登壇)
- 決算特別委員会
副委員長(齋藤律
子議員)
ただいま決算特別委員会の副委員長に選任されました13番、齋藤律子です。
平成25年度の決算審査が、次の政策に反映されますよう微力ではありますが、委員長を補佐し、副委員長の職務をまっとうしたいと考えています。皆様の御協力をよろしくお願いを申し上げます。
簡単ではございますが就任の挨拶とさせていただきます。
(決算特別委員会副委員長降壇)
- 議長
日程第6、津軽広域連合議会議員の選挙を行います。
津軽広域連合規約第8条の規定により、議会の議員の選挙により1人を欠員補充しなければなりません。
(「議長指名」と呼ぶ者あり)
- 議長
議長指名の声がありますので、議長より指名するに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長
異議なしと認めます。よって議長より指名します。
津軽広域連合議会議員に、18番、齋藤英仁議員を指名いたします。
18番、齋藤英仁議員に決定することに、御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長
異議なしと認めます。
よって、津軽広域連合議会議員は、18番、齋藤英仁議員に決定いたし

- ました。
- 日程第7、弘前地区環境整備事務組合議会議員の選任を行います。
- 弘前地区環境整備事務組合規約第6条第3項の規定により、議会の議員の互選によるもの1人を欠員補充しなければなりません。
- (「議長指名」と呼ぶ者あり)
- 議長 議長指名の声がありますので、議長より指名するに御異議ございませんか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしと認めます。よって議長より指名します。
- 弘前地区環境整備事務組合議会議員に、7番、小野敬子議員を指名いたします。
- 7番、小野敬子議員に決定することに、御異議ございませんか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしと認めます。
- よって、弘前地区環境整備事務組合議会議員は、7番、小野敬子議員に決定いたしました。
- 日程第8、久吉ダム水道企業団議会議員の選挙を行います。
- 久吉ダム水道企業団規約第7条第1項の規定により、議会の議員の選挙によるもの1人を補欠選挙しなければなりません。
- (「議長指名」と呼ぶ者あり)
- 議長 議長指名の声がありますので、議長より指名するに御異議ございませんか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしと認めます。よって議長より指名します。
- 久吉ダム水道企業団議会議員に、6番、大川 登議員を指名いたします。
- 6番、大川 登議員に決定することに、御異議ございませんか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしと認めます。
- よって、久吉ダム水道企業団議会議員は、6番、大川 登議員に決定いたしました。
- 日程第9、議員提出議案の説明に入ります。
- 議員提出議案第1号平川市議会議員の議員報酬の特例に関する条例案を議題とします。
- 提出者から提案理由の説明を求めます。
- 3番、原田 淳議員登壇願います。
- (原田 淳議員登壇)
- 3番 (原田 淳議員) 改めて、おはようございます。
- 3番、新風の会の原田 淳です。
- 議員提出議案第1号平川市議会議員の議員報酬の特例に関する条例案

を新風の会4名の連名で提出いたしました。

その提案理由を申し上げます。

1. 公職選挙法違反により平川市議会は全国的に汚名を広め、市民に多大な不信と不安を与えた責任は非常に重い。

1. いま、さらに6名の議員が逮捕、保釈され、また1名の方が9月2日に辞職願を提出し、3日に議長が許可しております。4人以上の議員の方が辞職、失職すれば法律に従いまた補欠選挙が行われことになる。

1. 6月定例会において、補欠選挙の費用2,839万6,000円を補正可決しており、さらに補欠選挙となりますと、今一度2千数百万円を補正しなければならない。

1. 本来であれば、まちづくりや市民の福祉向上等のために使用すべき税金を補欠選挙により使用することに対して、市民は決して納得しない。

1. 議員報酬を年間23%減額し、議員1人当たり年間約100万円、5年間で議員20人分、総額約1億円を市民に対して還元するべきである。

その内容として、2回行われるかもしれない補欠選挙費用として約5,000万円、まちづくりと福祉向上等に約5,000万円を使用していただくためである。

1. 私たち議員がただ言葉だけで謝罪するのではなく、いま私たちができることを市民に対して示すべきである。

1. 施行期間は平成27年4月1日から5年間、平成32年3月31日までとする。

1. 議長、現行328,000円を252,000円に。年間減額1,171,000円。副議長、現行293,000円を225,000円に。年間減額1,048,000円。議員、現行281,000円を216,000円に。年間減額1,002,000円。報酬減額の詳細につきましては、皆さんに配布しておりますので、御確認をしていただきたいと思います。

この案件は、平川市民はもちろんのこと、全国でも非常に関心があるのではないかと考えております。

そのようなことから、採決につきまして議員一人ひとりが平川市民に対して意思表示を明確に示すことが必要ではないかと、私は思います。

議員の意思、行動が隠れてしまうような無記名投票ではなく、平川市民が議員一人ひとりの意思、行動が確認でき、そして市民が納得いくよう、起立で行われることを強く、強く願うものです。

平川市民が失ったものは、補欠選挙の費用の税金だけではない。「全国に恥をさらした」、「もうだれも信じられない」、「不信感でいっぱいだ」、「市民として恥ずかしい」等々が新聞に掲載されており、平川市民が市議会に対して政治不信にいかにか陥ったか、察するに余りある。

どうか、提案の趣旨を御理解いただき、議員全員の賛同を得られるものと考えております。よろしくお願いを申し上げます。ありがとうございます

○議長

いました。

(原田 淳議員降壇)

以上で提出者からの提案理由の説明は終わりました。

去る9月1日に開催された議会運営委員会において、議員提出議案第1号平川市議会議員の議員報酬の特例に関する条例案については、委員会付託を省略し、最終日、議員全員で審議する議事日程と決定されました。

お諮りします。

議員提出議案第1号について、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、最終日に議員全員で審議したいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号は、委員会付託を省略し、最終日に議員全員で審議することに決定しました。

日程第10、議員の派遣の件を議題とします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、配布してあります議員派遣第1号のとおり、議員派遣の申し出があります。

お諮りします。

議員派遣第1号のとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議員派遣第1号については、議員を派遣することに決定いたしました。

ただいま可決されました議員派遣について、変更の申し出が出された場合は、その取り扱いを議長に一任されたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、ただいま可決されました議員派遣について、変更の申し出が出された場合は、その取り扱いを議長に一任することに決定いたしました。

日程第11、人事案件に入ります。

議案第83号、議案第84号について、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本日直ちに審議したいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第83号、議案第84号は直ちに審議することに決定しました。

○議長

議案第83号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。
人事案件につき、質疑・討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

議案第83号人権擁護委員候補者の推薦について採決します。

議案第83号について、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第83号については、同意することに決定いたしました。

議案第84号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

人事案件につき、質疑・討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

議案第84号人権擁護委員候補者の推薦について採決します。

議案第84号について、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第84号については、同意することに決定いたしました。

日程第12、議案付託に入ります。

提出議案目録及び議案の付託先案について、御手元に配布してありますので、御参照願います。

去る9月1日に開催された議会運営委員会において、議案第85号平川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案から、議案第97号平成25年度平川市下水道事業会計補正予算案(第1号)及び議案第125号市有財産の処分についての計14件の議案については、委員会付託を省略し、最終日、議員全員で審議する議事日程と決定されました。

お諮りします。

議案第85号から議案第97号及び議案第125号の計14件について、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、最終日に議員全員で審議したいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第85号から議案第97号及び議案第125号の14件は、委員会付託を省略し、最終日に議員全員で審議することに決定しました。

次に議案第98号から議案第124号までの27件は、平成25年度の各会計の

○議長

決算の認定案件であります。

お諮りします。

平成25年度の各会計の決算の認定案件であります、議案第98号から議案第124号までの27件を決算特別委員会に付託することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第98号から議案第124号までの27件は、決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

日程第13、報告案件に入ります。

報告第8号平成25年度平川市健全化判断比率についてを議題とします。

報告内容については、先ほど、市長から説明がありましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、報告のみで終わります。

報告第9号平成25年度平川市資金不足比率についてを議題とします。

報告内容については、先ほど、市長から説明がありましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、報告のみで終わります。

日程第14、請願の説明に入ります。

請願第3号政府による緊急の過剰米処理を求める請願書を議題とします。

紹介議員に請願の趣旨説明を求めます。

13番、齋藤律子議員、登壇願います。

(齋藤律子議員登壇)

○13番

(齋藤律子議員)

請願第3号政府による緊急の過剰米処理を求める請願書について、紹介議員として趣旨説明を行います。

請願趣旨にもありますように、今年産米の価格は宮崎、鹿児島などの超早場米が前年を60キロ、4,000円程度下回る1万2,000円台で取引されていることが相次いで発表されています。

J Aの概算金には関東産コシヒカリが9,000円、早生品種に至っては7,000円台から9,000円台という水準となっているという報道です。

農水省が発表している2012年の米の生産費調査と比べてみると、今回多くの地域で1万円割れをしている米価水準は、稲作労賃ゼロのただ働きの上に、肥料や資材代さえも賄えない再生産不能なもので、これは40数年前の水準となっているそうです。

また、今回の米価の大暴落はアベノミクスによってつくられた政治災害だと指摘をされています。農業を企業のビジネスチャンスにするために、担い手を企業にシフトし、これまでの規制を廃止するとともに、家族経営を支えるあらゆる制度を壊そうとしていることは、御承知のことと思います。

経営所得安定対策を半減し、米価下落時の米価変動補てん交付金をも廃止し、5年後の政府による需給調整からの撤退を目指していると言われています。これが米価の下落に拍車をかけ、被害を複合的に拡大している現状です。

米が過剰で放置をすれば価格が暴落することを知りながら、価格は市場で決まるという姿勢を貫き、これまで政府が行ってきた備蓄米等による価格下落対策を拒否している姿勢が、今日の深刻な事態をつくっているのではないのでしょうか。

すべての稲作農家に襲いかかる米価暴落対策は、国民の主食を守る国民的課題ともなっています。

請願項目にもありますように、緊急に過剰米処理を行うよう平川市議会としても、政府に意見書を提出して下さるようお願いを申し上げます。平川市の稲作農家に、大きな激励となりますよう、心からの採択を要望し、紹介議員としての請願第3号に対する趣旨説明を終わらせていただきます。

(齋藤律子議員降壇)

○議長

以上で紹介議員からの趣旨説明は終わりました。

去る9月1日に開催された議会運営委員会において、請願第3号政府による緊急の過剰米処理を求める請願書については、委員会付託を省略し、最終日、議員全員で審議する議事日程と決定されました。

お諮りします。

請願第3号について、会議規則第141条第1項の規定により、委員会付託を省略し、最終日に議員全員で審議したいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、請願第3号については、委員会付託を省略し、最終日に議員全員で審議することに決定しました。

次に、お諮りします。

8日は議案熟考等のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、8日は本会議を休会とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、9日午前10時開議とし、その日は一般質問を予定しております。

本日は、これをもって散会します。

散会 午前11時12分